



資料 2-1

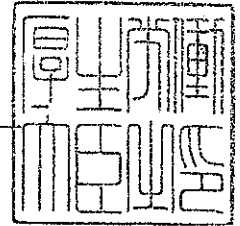
厚生労働省発食安第0325001号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロラントラニリプロール





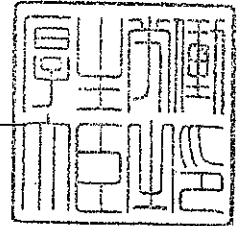
厚生労働省発食安第0325002号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

TCMTB





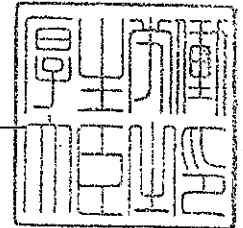
厚生労働省発食安第0325003号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

イプロバリカルブ





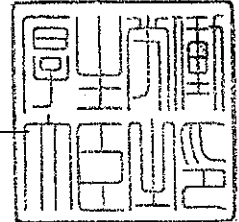
厚生労働省発食安第0325004号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

エタフルラリン





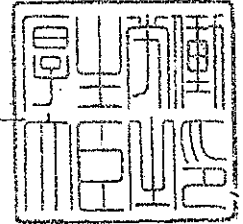
厚生労働省発食安第0325005号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



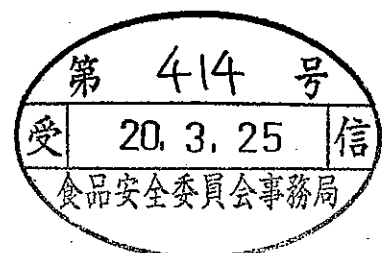
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

塩酸ホルメタネート





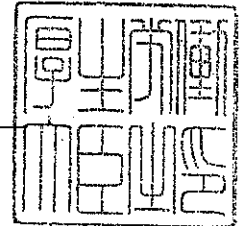
厚生労働省発食安第0325006号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロランスラムメチル

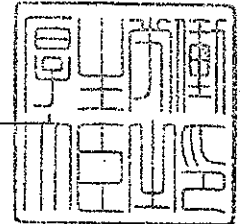




厚生労働省発食安第0325007号
平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩 添 要



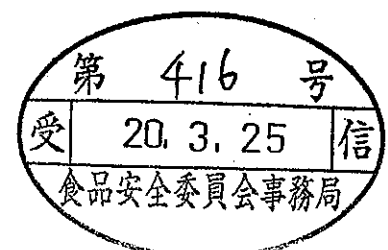
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

シフルフェナミド





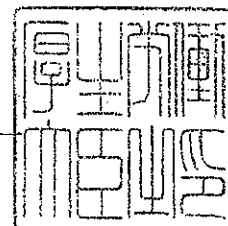
厚生労働省発食安第0325008号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩 添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

スルホスルフロン





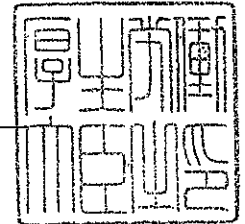
厚生労働省発食安第0325009号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ノルフルラゾン



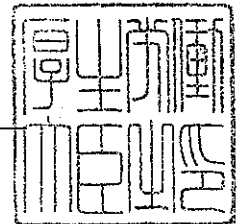
厚生労働省発食安第0325010号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ピメトロジン





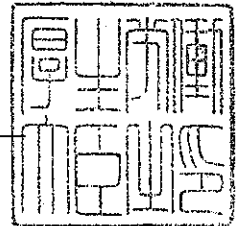
厚生労働省発食安第0325011号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩 添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ピリデート





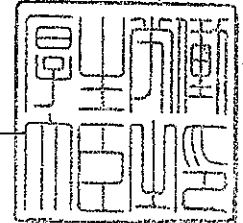
厚生労働省発食安第0325012号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ブタミホス

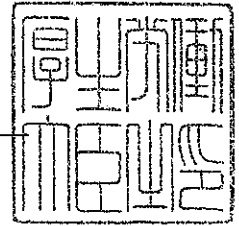




厚生労働省発食安第0325013号
平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩 添 要



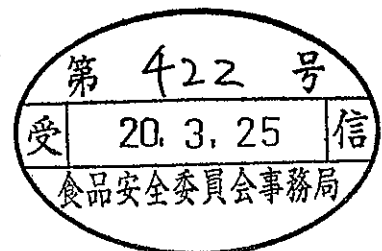
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

フッ化スルフリル



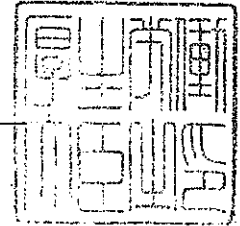
厚生労働省発食安第0325014号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ベンスルフロンメチル



大

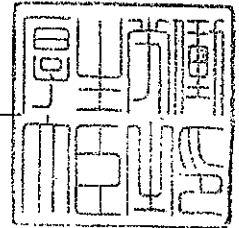
厚生労働省発食安第0325015号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



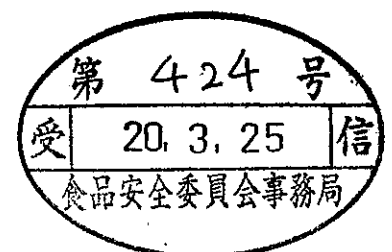
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ベンフルラリン





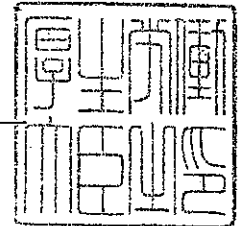
厚生労働省発食安第0325016号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



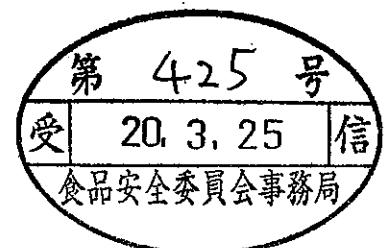
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ミクロブタニル



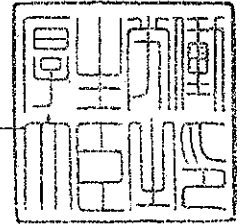


厚生労働省発食安第0325017号
平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



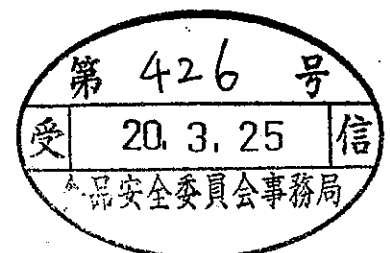
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

メプロニル



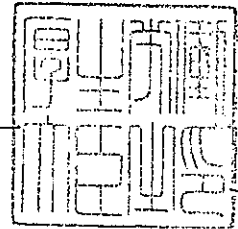
厚生労働省発食安第0325019号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

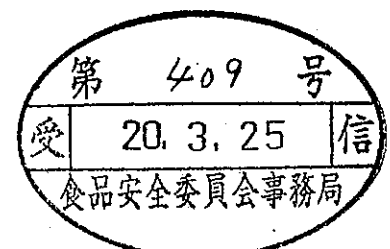
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料のうち、同法第24条第1項第5号並びに飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項及び第3条第1項の規定に基づき、平成20年3月25日付け19消安第14764号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものの資料については、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

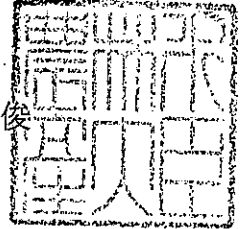
アスコルビン酸



19消安第14763号
平成20年3月25日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 若林 正俊



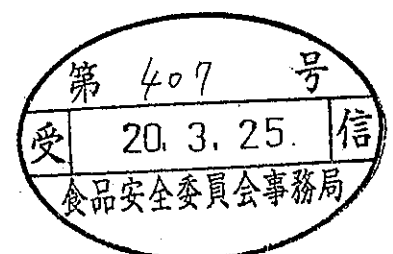
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づき、次に掲げる物を飼料添加物として指定し、同法第3条第1項の規定に基づき、この飼料添加物の基準及び規格を設定すること。

L-アスコルビン酸ナトリウム

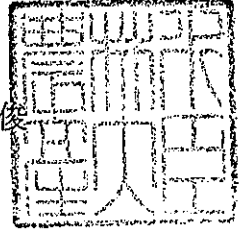




19消安第14242号
平成20年3月25日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 若林 正俊



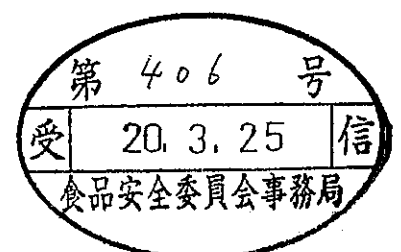
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づき、次に掲げる物を飼料添加物として指定し、同法第3条第1項の規定に基づき、この飼料添加物の基準及び規格を設定すること。

タウリン



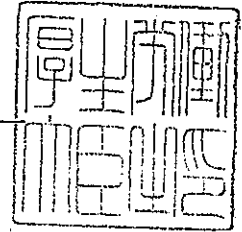
厚生労働省発食安第0325018号

平成20年3月25日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

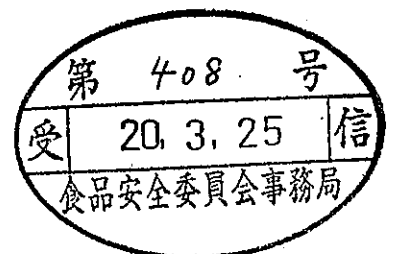
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、同法第24条第1項第5号並びに飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項及び第3条第1項の規定に基づき、平成20年3月25日付け19消安第14243号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる飼料添加物の食品中の残留基準を設定すること

タウリン



食品健康影響評価の審議状況

(平成20年 3月26日現在)

区分	要請件数	うち 19年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 19年度分	意見 募集中	審議中
添加物	83	5	0	83	65	20	3	15
農薬	412	165	0	412	153	102	8	251
うちポジティブリスト関係	160	88	0	160	48	42	4	108
うち清涼飲料水	93	0	0	93	9	7	0	84
動物用医薬品	269	50	0	269	162	48	7	100
うちポジティブリスト関係	78	11	0	78	22	16	2	54
化学物質・汚染物質	51	0	0	51	11	0	7	33
うち清涼飲料水	48	0	0	48	9	0	7	32
器具・容器包装	4	0	0	4	4	0	0	0
微生物・ウィルス	3	0	1	4	3	0	0	1
プリオン	11	0	2	13	11	1	0	2
かび毒・自然毒等	3	0	0	3	3	0	0	0
遺伝子組換え食品等	69	17	0	69	60	19	0	9
新開発食品	66	5	0	66	54	4	0	12
肥料・飼料等	28	6	0	28	19	1	0	9
うちポジティブリスト関係	7	2	0	7	2	1	0	5
動薬・肥飼料・微生物合同	2	0	0	2	1	0	0	1
新開発・添加物合同	1	0	0	1	0	0	0	1
合計	1002	248	3	1005	546	195	25	434

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報を締め切った後に検討中のものも含む。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成20年 3月26日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/ 7/ 3	厚	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保 ※
15/11/12	農	豚由来たん白質等の飼料利用に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和第28年法律第35号)第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/ 5/28	厚	特定保健用食品 ガルシニア1000、ヘルシーゼリー(オレンジ味)、ガルシニアゼリー(マスカット味)、ガルシニアゼリー(アップル&キャロット味)
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)(耐性菌関連)
16/12/3	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)
16/12/16	-	微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること ◎
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/7/26	厚	農薬 ルフェヌロン

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイブラビン注100)、ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイ-5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラック-5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マグネシウム
17/8/25	厚	農薬 1-メチルシクロプロペン
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、ホスホマイシンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
17/10/24	厚	農薬 プロパモカルブ塩酸塩
17/11/8	厚	農薬 ミルベメクチン
17/12/19	厚	動物用医薬品 スピノサド
18/1/26	厚	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統
18/2/13	厚	新開発食品 キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒
18/2/13	厚	新開発食品 仙生露顆粒ゴールド※、アガリクスK2ABPC 顆粒※
18/2/28	厚	農薬 メタフルミゾン
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)、塩酸クレンプテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)
18/4/24	厚	特定保健用食品 ユトリアウォーター
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム、
18/5/22	厚	農薬 ペントキサゾン、ヨウ化メチル
18/7/18	厚	農薬 (アゾキシストロビン、ジコホール、プロパモカルブ、ホルペット、ミルベメクチン、ルフェヌロン、スピノサド) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメトプリム、ホスホマイシン、ミロサマイシン、メロキシカム、スピノサド) ☆

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
18/8/29	厚	添加物 ウッドロジングリセリンエステル
18/9/4	厚	農薬 イミシアホス、フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン ☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆、クレンプテロール☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)、
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆、ラクトフェン☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、セフキノム☆、ドキシサイクリン☆、バルネムリン☆、リンコマイシン☆、
19/1/15	厚 農	動物用医薬品 塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチブルミン-シロップ)☆、
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ジクロルミド☆、ゾキサミド☆、ピノキサデン☆、フルフェンピルエチル☆、プロボキシカルバゾン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆、ラフォキサニド☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆、メチオカルブ☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、カルプロフェン☆、クロルマジノン☆、スルフィソゾール☆、セファレキシム☆、レバミゾール☆
19/3/6	厚	農薬 レピメクチン、プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、オキサジクロメホン☆、カルボキシ☆、キサロホップエチル☆、クロメプロップ☆、チジアズロン☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロメチル☆、フルアクリピリム☆、ヘキサジノン☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品/飼料添加物 ナラシン☆、モネンシン☆
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、クラブラン酸☆、ケトプロフェン☆、ジシクラニル☆、ピペラジン☆、メベンダゾール☆
19/3/22	厚	添加物 ソルビン酸カルシウム 1
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、イミドカルブ☆、クロルスロン☆、スルファジメトキシ☆、スルファモノメトキシ☆ 5
19/4/10	厚	農薬 メソトリオン<一部☆>、イソキサフルトール☆、アジムスルフロ☆、 4
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆ 2
19/4/23	厚	特定保健用食品 麦の葉うまれの食物繊維 1
19/5/22	厚	農薬 フルセトスルフロ☆、メタラキシル及びメフェノキサム<一部☆>、 4
19/5/22	厚	動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆ 3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/6/5	厚	農薬 トリフロキシストロビン<一部☆>、イマザピックアンモニウム塩☆、イマザメタベ ンズメチルエステル☆、トリフルアニド☆、フルメツラム☆、メソスルフロメチル☆、メフ ェンピルジエチル☆、クロフェンセツ☆、ジクロスラム☆、スルフェントラゾン☆、チアゾピ ル☆、プロファム☆	13
19/6/26	厚	農薬 フルジオキシニル☆、フェンアミドン☆、キャブタン☆、トリネキサパックエチル☆	4
19/7/13	厚	農薬 アセキノシル<一部☆>、グルホシネート<一部☆>	4
19/7/13	厚	動薬 オキシベンダゾール☆、カラゾロール☆	2
19/7/19	厚	特定保健用食品 ヘルシアコーヒー 無糖ブラック、ヘルシアコーヒー マイルドミルク	2
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 ビリブチカルブ、キザロホップエチル、エトベンザニド、マンジプロパミド、1-ナ フタレン酢酸<一部☆>、ジチアノン<一部☆>、フルシラゾール<一部☆>	11
19/8/20	厚 農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5	2
19/8/21	厚	農薬 プロスルホカルブ、アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部 ☆>	5
19/8/28	厚	農薬 ビラスルホトール	1
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/9/13	厚	農薬 ペンシクロン<一部☆>	2
19/9/25	厚	農薬 プレチラクロール	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	1
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬 ビリミスルファン、シヘキサチン、アミトロール<一部☆>、ジメタメリン<一部☆ >、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆	7
19/11/12	厚	農薬 ビリミノバックメチル	1
19/11/27	厚	農薬 フェンアミドン、ピロキロン<一部☆>	3
19/12/4	厚	農薬 パクロブトラゾール<一部☆>	2
19/12/10	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統	1
19/12/10	農	遺伝子組換え飼料 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統	1
19/12/18	厚	農薬 ビリフルキナゾン、イプロベンホス<一部☆>、アセトクロール☆、オキシフルオル フェン☆、ピコリナフェン☆、フルフェナセツ☆、プリミスルフロメチル☆、クロピラリド ☆、イソキサジフェンエチル☆	10
20/1/11	厚	農薬 オリサストロビン、ジクロシメツ、テフリルトリオン、オキサジアゾン<一部☆>	5
20/1/11	農	動薬 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)、ふぐ目 魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤(マリンバンテル)	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/1/29	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Streptomyces violaceoruber</i> (pNAG)株を利用して生産されたキチナーゼ、WSH 株を利用して生産された L-セリン	2
20/2/4	厚	特定保健用食品 ポリフェノール茶	1
20/2/5	厚	農薬 EPN、フェノキサニル、フェントラザミド、フェリムゾン<一部☆>	5
20/2/8	厚	添加物 2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン	3
20/2/8	農	飼料添加物関連 アスタキサンチン、カンタキサンチン、dl- α -トコフェロールの製剤の賦形物質とするリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム	1
20/2/12	厚	農薬 フェンプロナゾール、フロニカミド、アセタミプリド☆、	3
20/2/12	厚	動薬 dl-クロプロステノール	1
20/2/12	厚・農	動薬 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)	2
20/2/26	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	1
20/2/26	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	1
20/3/3	厚	農薬 カズサホス、スピネトラム、1, 3-ジクロロプロペン<一部☆>、シクラニド☆、トリフルスルフロンメチル☆	6
20/3/11	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、アミノエトキシビニルグリシン☆、クロルエトキシホス☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆、ベノキサコール☆、ベンダイオカルブ☆	11
20/3/11	厚	動薬/飼料添加物 オラキンドックス☆	2
20/3/11	厚	動薬 エプリノメクテン☆	1
20/3/11	厚・農	動薬 豚オーエスキー病(g I - , t k -)生ワクチン(ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50)、オメブラゾールを有効成分とする馬の経口投与剤(ガストロガード)、トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(“京都微研”、ポールセーバー MG)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)	14
20/3/25	厚	農薬 クロラントラニプロロール、TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、塩酸ホルメタネート☆、クロランスラムメチル☆、シフルフェナミド☆、スルホスルフロン☆、ノルフルラゾン☆、ピメロジン☆、ピリデート☆、ブタミホス☆、フッ化スルフリル☆、ベンスルフロンメチル☆、ベンフルラリン☆、ミクロブタニル☆、メプロニル☆	17
20/3/25	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(動薬/飼料添加物) アスכולビン酸	2
20/3/25	農	飼料添加物 L-アスכולビン酸ナトリウム	1
20/3/25	厚・農	飼料添加物 タウリン	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/1/31 ～ 2/29	農薬／動物用医薬品 オキシリニック酸＜一部☆＞★	3
20/2/7 ～ 3/7	動薬 ベンゾカイン☆、鶏のサルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーSE/ST) ★	3
20/2/14～ 3/14	清涼飲料水関連 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、ホルムアルデヒド、亜塩素酸、二酸化塩素、銅★	7
20/2/21～ 3/21	添加物 バレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド ★	2
20/2/28～ 3/28	農薬 インドキサカルブ＜一部☆＞、チアメトキサム＜一部☆＞	4
20/3/6 ～ 4/4	農薬 メタミドホス☆	1
20/3/6 ～ 4/4	動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症不活化ワクチン(油性アジュバント加懸濁用液)(サーコバック)	2
20/3/13 ～4/11	添加物 亜塩素酸水	1
20/3/13 ～4/11	農薬 ベンフレセート	1
20/3/13 ～4/11	動薬 フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(フォーベット50注射液)	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
15/7/24	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
15/7/24	厚	かび毒 パツリン
15/7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
15/8/28	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/9/4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保 ※
15/9/11	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドランジド
15/9/25	厚	添加物 レアスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること ※
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/1/15	厚	農薬 ビリダリル
16/1/15	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
16/1/15	厚	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
16/1/15	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入 ※
16/2/5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャパ
16/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性 ※
16/3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※
16/4/8	厚	特定保健用食品 ピュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイト S-HP
16/4/22	厚 農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/4/22	厚	特定保健用食品 チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リボスルー
16/5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、毎日海菜 海苔ペプチド、キューピーコントロール
16/6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LLCotton25(除草剤耐性わた)
16/6/17	厚 農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パスツレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/6/17	厚	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品 ※
16/6/24	厚	豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/6/24	厚	特定保健用食品 キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/7/2	厚	添加物 アカネ色素
16/7/8	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/7/22	厚	農薬 エチプロール
16/7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/7/29	厚 農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/9/2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/9/2	厚 農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛バラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/9/9	厚	添加物 プロパノール
16/9/9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
16/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/9/9	厚 農	日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について ◎
16/9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペブ茶
16/10/7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料 鉋さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/4	厚	農薬 シアゾファミド
16/11/4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクタバミン
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りリサーチソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
16/12/2	厚 農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症・豚バスターレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりビプリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2(ホスホリパーゼ A2)
16/12/9	厚	添加物 イソプロパノール
16/12/9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/9	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス IA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/1/6	厚	農薬 ビフェナゼート

注: ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/1/6	農	動物用医薬品 ・ 「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)」、・ 「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)」、・ 豚ボルデテラ感染症・豚パストレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)、・ パストレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキソイド(豚パストレラトキソイド“化血研”)、・ 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))、・ 前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)、 ・ ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン 2 品目)、 ・ プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膈内挿入剤(イージーブリード)
17/1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/1/27	農	動物用医薬品 ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢一粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン) 、・ 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン)、・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)
17/2/3	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/2/17	厚	農薬 プロヒドロジャスモン
17/3/3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/3/10	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
17/3/10	厚	動物用医薬品 ピルリマイシン
17/3/17	厚	添加物 イソamilアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/4/28	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種
17/5/6	厚	添加物 ナタマイシン
17/5/6	環	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/5/6	厚 農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価について ※
17/5/12	厚	特定保健用食品 ラクチールガムストロングミント、ラクチールガムマイルドミント、アミールS 健康野菜 100
17/5/19	農	動物用医薬品 ・ リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン 20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100)
17/5/19	厚 農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルバックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン)
17/5/19	厚	微生物 調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/6/9	厚 農	動物用医薬品 豚ホルデラ感染症不活化・パストレラ・ムルチダ・キソイド混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研 ARBP 不活化ワクチン ME)
17/6/16	厚	農薬 ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬 カズサホス
17/7/7	厚	特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒
17/7/14	農	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%) *
17/7/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
17/7/28	厚	農薬 ピリダリル
17/7/28	農	1000℃以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること ※
17/8/4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀※
17/8/4	厚 農	・動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)
17/8/5	厚	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/8/18	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/8/18	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統
17/8/18	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統
17/8/25	厚	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシン
17/9/22	厚	添加物 ブタノール
17/9/22	厚	農薬 ピラクロストロビン

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/9/22	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/9/22	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
17/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統
17/10/13	厚	遺伝子組換え食品等 α-アミラーゼ LE399
17/10/20	厚 農	マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI))
17/10/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種
17/11/2	農	肥料 けい酸加里肥料、熔(よう)けい酸加里肥料
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)*
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 豚流行性下痢生ワクチン(日生研PED生ワクチン)
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ボトチーム)
17/11/24	厚	動物用医薬品 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
17/12/1	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
17/12/8	厚	農薬 オリサストロビン
17/12/8	厚 農	・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※ ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※
17/12/15	厚	遺伝子組換え食品等 L-アルギニン、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/12/15	農	遺伝子組換え飼料 ワタ281、ワタ3006、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017
17/12/22	農	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル300注射液)
18/1/19	厚	農薬 フロニカミド
18/1/26	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
18/3/2	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア
18/3/9	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン
18/3/9	厚 農	動物用医薬品 鶏大腸菌症不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーEC)
18/3/30	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム
18/4/27	厚	農薬 メコナゾール
18/4/27	厚	小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
18/5/11	厚	農薬 シアゾファミド
18/5/11	厚	特定保健用食品 オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エンロフロキサシン *
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
18/5/18	厚	遺伝子組換え食品等 L-グルタミン
18/6/8	厚 農	動物用医薬品 ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)
18/6/8	厚	特定保健用食品 ガイオ タガトース
18/6/15	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 及び関する措置
18/6/22	厚 農	動薬 d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ダルマジン)
18/6/22	農	動物用医薬品 鶏マレック病凍結生ワクチン(ポールバックMDcvi)
18/6/22	厚	特定保健用食品 ステイバランスRJ
18/7/20	農	動薬 イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメットピカル)
18/7/27	厚	除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ15985 系統を掛け合わせた品種
18/8/10	厚	コエンザイムQ10 ※
18/8/24	厚	添加物 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
18/8/31	厚 農	動物用医薬品 ウェストナイルウイルス感染症不活化ワクチン

注: *印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
18/9/21	厚	添加物 酢酸 α -トコフェロール(<i>d</i> 体及び <i>dl</i> 体に限る。)	
18/9/21	農	家畜等に給与するモネンシンナトリウムによる薬剤耐性菌	
18/10/12	厚	添加物 2-メチルブタノール	
18/10/19	厚	添加物 ネオテーム	
18/10/26	厚	農薬 ノバルロン <一部☆>	2
18/10/26	厚	農薬 フルベンジアミド	1
18/10/26	厚	農薬 ボスカリド <一部☆>	2
18/11/16	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル	1
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン(ノビリス TRT・1000)	2
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン(ポーシリス APP、ポーシリス APP「IV」)	2
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病生ワクチン(スパキシン オーエスキー フォルテ、スパキシン オーエスキー フォルテ ME)	2
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド) <一部☆>	3
18/11/30	厚 農	動物用医薬品イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス) <一部☆>	3
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 ブラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサール、ハダクリーン) 2 ※11/30の3剤合計で8案件	
18/12/7	厚	添加物 イソブタナール	1
18/12/7	厚	農薬 クロチアニジン <一部☆>	2
18/12/7	厚	農薬 ビフェナゼート <一部☆>	2
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 フルニキシメグルミン<一部☆>	3
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)	2
18/12/21	厚	農薬 アゾキシストロビン <一部☆>	3
18/12/21	厚	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正	1
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))	2
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))	2
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED)	2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病不活化ワクチン(“京都微研“豚オーエスキー病不活化ワクチン)	
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)	
		<一部☆>	2
19/1/18	厚	特定保健用食品 明治満ちカルシウム	1
19/1/18	厚	特定保健用食品 カルシウム強化スキム	1
19/1/25	厚	添加物 次亜塩素酸水	
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-バリン	
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-ロイシン	
19/2/15	厚	遺伝子組換え食品等 ジェランガム K3B646	
19/2/22	厚	農薬 カズサホス	1
19/2/22	厚	特定保健用食品 キリン ブナハリ茸	
19/3/8	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート追加)	
19/3/15	厚	清涼飲料水関連9品目 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、塩素(残留塩素)	
19/3/15	厚	水道に供給される水の水質基準の設定(塩素酸)	
19/3/15	厚 農	飼料添加物 グルコン酸カルシウム、ギ酸カルシウム、二ギ酸カリウム	6
19/3/22	厚	添加物 ブタナール	
19/3/22	厚	農薬 クロルピリホス<一部☆>	3
19/3/22	厚 農	動薬 メロキシカムを主成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)<一部☆>	3
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザワクチン「北研」)	2
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラス B)	2
19/3/23	厚	動物用医薬品/飼料添加物 アボパルシン ☆	2
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 SPEZYME FRED™(α-アミラーゼ)	1
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統	1
19/4/5	厚	農薬 ジメトモルフ <一部☆>	2
19/4/19	厚	農薬 シフルメトフェン	1
19/4/19	厚	農薬 フルフェノクスロン<一部☆>	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/4/26	厚	農薬 フェンブコナゾール<一部☆>	2
19/5/10	厚	特定保健用食品 毎日コツコツふりかけ	1
19/5/10	厚	動物用医薬品 トルトラズリル☆、ニトロフラン類☆	2
19/5/10	厚	農薬 ビフェントリン<一部☆>	2
19/5/17	厚	農薬/動薬 アミトラズ ☆	2
19/5/17	農	動薬 アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)	1
19/5/17	厚 農	動薬 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)、豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「IV」)	4
19/5/17	厚 農	動薬 リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口液、経口用ミコラル)<一部☆>	2
19/5/24	厚	農薬 ジクロトホス☆、シニドンエチル☆	2
19/5/31	厚	農薬 ウニコナゾールP<一部☆>、トルフェンピラド<一部☆>	4
19/5/31	厚	動薬 カナマイシン☆、パロモマイシン☆、ベンジルペニシリン☆、エチプロストントロメタミン☆	4
19/5/31	農	動薬 エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤(プロスタベットC)及び豚の注射剤(プロスタベットS)	1
19/6/7	厚	添加物 ポリソルベート類	4
19/6/7	農	遺伝子組換え飼料 高リシントウモロコシ LY038	1
19/6/14	厚	農薬 イミダクロプリド<一部☆>	2
19/6/21	厚	農薬 フェンヘキサミド<一部☆>	2
19/6/28	厚	農薬 スピロメシフェン<一部☆>	2
19/6/28	厚 農	動薬 マレック病・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)	2
19/7/5	厚	農薬 テブコナゾール<一部☆>	2
19/7/12	厚	遺伝子組換え食品 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統(食品)、プロテアーゼ	2
19/7/19	厚	農薬 メタアルデヒド<一部☆>	2
19/7/19	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統(飼料)	1
19/7/26	厚	添加物 ケイ酸カルシウム	1
19/7/26	厚	農薬/動薬 ジノテフラン	2
19/7/26	農	動薬 ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	1
19/8/2	厚	農薬 ピラクロニル、ピリプロキシフェン<一部☆>	4
19/8/2	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統	1
19/8/2	厚	特定保健用食品 おなか納豆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/8/9	厚	農薬 クミルロン＜一部☆＞、ペノキスラム＜一部☆＞	4
19/8/9	厚 農	動薬 マルボフロキサシン ☆、マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%) *	1
19/8/9	農	遺伝子組換え飼料 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604	1
19/8/23	厚	添加物 L-アスコルビン酸カルシウム	1
19/8/23	厚	農薬 シメコナゾール＜一部☆＞、フルリドン☆	3
19/8/30	厚	農薬 キノキシフェン☆	1
19/8/30	厚 農	動薬 フロルフェニコール＜一部☆＞、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフローール) *、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液) *	3
19/9/6	厚	農薬 ニトラピリン☆、シアゾファミド、ノバルロン	3
19/9/6	厚 農	動薬 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバックPRRS生ワクチン)	2
19/9/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	1
19/9/13	厚	農薬 アメリン ☆	1
19/9/13	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	1
19/9/20	厚	農薬 フルオピコリド	1
19/9/20	厚 農	動薬 豚オーエスキー病(gl-,tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)、鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)、ヒアルロン酸ナトリウム及びヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)	6
19/9/20	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種	4
19/9/27	厚	農薬 クロルフェナピル＜一部☆＞	2
19/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	1
19/10/4	厚	農薬 ペンチオピラド	1
19/10/4	厚 農	動薬 α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合・(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス 類結/レンサ Oil)、チアンフェニコール＜一部☆＞、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液) *	5

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/10/4	農	プリオン 豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について	1
19/10/4	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	1
19/10/11	厚	農薬 オキサジアルギル、ビフェナゼート、ピリダリル<一部☆>、メコナゾール	5
19/10/18	厚	農薬 クロマフェノジド<一部☆>、メキシフェノジド<一部☆>	4
19/10/25	厚	農薬 アミスルブロム、チアジニル<一部☆>	3
19/10/25	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種	1
19/11/1	厚	添加物 水酸化マグネシウム	1
19/11/8	厚	農薬 ダイムロン、テブフェノジド<一部☆>	4
19/11/15	厚	農薬 アゾキシストロビン	1
19/11/29	厚	添加物 加工デンプン(アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンに限る。)	11
19/11/29	厚	農薬/動薬 シロマジン<一部☆>	4
19/11/29	農	動薬 シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラバーデックス1%)	1
19/12/13	厚	農薬 カルプロパミド<一部☆>、チオベンカルブ<一部☆>	5
19/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とを掛け合わせた品種	2
19/12/13	厚	特定保健用食品 明治リカルデント TM ミルク	1
19/12/20	厚	農薬 イミベンコナゾール☆、ピラフルフェンエチル<一部☆>、フルトラニル<一部☆>	6
19/12/20	厚	動薬 セフォペラゾン☆	1
19/12/20	厚	遺伝子組換え食品等 PHE-No.1 株を利用して生産された L-フェニルアラニン	1
19/12/20	厚	特定保健用食品 モーニングバランス	1
20/1/10	厚	農薬 インダノファン、ジチオピル<一部☆>、プロモブチド<一部☆>	5
20/1/10	厚	動薬 グリチルリチン酸モノアンモニウム、グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)	2
20/1/10	厚	動薬 孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剂	1
20/1/10	厚 農	動薬 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバック サーコフレックス)	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/1/10	厚	遺伝子組換え食品等 GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム(5'-イノシン酸二ナトリウム及び5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物)	1
20/1/17	厚	農薬 エスプロカルブ、シエノピラフェン、シラフルオフエン<一部☆>、ピリフタリド☆	6
20/1/24	厚	動薬/飼料添加物 コリスチン☆	2
20/1/31	厚	添加物 ナイシン	1
20/1/31	厚	農薬 フルベンジアミド	1
20/2/21	厚	農薬/動薬 エトキサゾール ☆	1
20/2/21	厚	農薬 カフェンストロール	2
20/2/28	厚	農薬 エチプロール<一部☆>、クロチアニジン	3
20/2/28	厚	農薬/動薬 イソプロチオラン<一部☆>	3
20/3/13	厚	添加物 L-グルタミン酸アンモニウム	1
20/3/13	厚	農薬 ジメトモルフ、ベンゾビシクロン☆、ベンチアバリカルブイソプロピル、メフェナセツト	5
20/3/13	厚	動薬 プロチゾラム ☆	1
20/3/13	農	動薬 プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤(メデランチル)	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する 評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)